

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 18 年 7 月 14 日～8 月 14 日 (セイヨウナタネ 1 件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 18 年 7 月 14 日 (金) ～8 月 14 日 (月) まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	2 通
整理した意見数	5 件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成 18 年 7 月 14 日～8 月 14 日 (セイヨウナタネ 1 件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 学識経験者意見 1 (1) ア及び 1 (2)	<p>工場跡地や路傍は、定期的にヒトの手が入るといふ点は田畑森林と同様であり、開発の進んだ現代の日本国では、生物多様性を維持するための回廊 (コリドー) として、一定の役割を担っていると考えられます。</p> <p>そのような場所に、遺伝子組換えセイヨウナタネが自生化する可能性のあることを、学識経験者意見 1 (1) アは、認めています。</p> <p>「1 (2) 生物多様性影響評価書を踏まえた結論は、むしろ、「生物多様性影響が生ずる恐れがある」といふのが妥当と思われまふ。その点をふまえた上で、生物多様性評価書の再検討をお願いしたい。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。</p> <p>当該組換えセイヨウナタネについては、付与された除草剤耐性及び雄性不稔性という形質によって、非組換えセイヨウナタネに比べ自然条件下での競合における優位性が高まることは考えにくいこと等から、生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価所の結論は妥当であるとする学識経験者の意見をふまえ、非組換えセイヨウナタネ以上に当該組換えセイヨウナタネが広がり、生物多様性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、こぼれ落ちに由来すると考えられる野外に生育する遺伝子組換えセイヨウナタネの生育状況等を監視するための調査を実施しています (農林水産省 : http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2004/0629.htm、環境省 : http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html)。また、農林水産省では、鹿島港周辺においてこれらセイヨウナタネの生育実態、推移について調査しており、これまでのところ生息地域が拡大するような傾向は認められていません (http://www.maff.go.jp/www/press/2006/20060718press_5.html)。</p>	1

2	全体について	<p>生物多様性条約では、「生物の多様性」とはすべての生物の間の変異性と定義されており、その全ての生物の間の変異性に対する影響を評価する内容となっていない。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価においては、すべての生物の間の変異性に対する影響を評価するのではなく、現在の科学的知見等に基づいて、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用等によって、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かを評価することにより、生物多様性影響のおそれの有無を判断することとしています。</p>	1
3	〃	<p>遺伝子組換え農作物の栽培による生物多様性への影響の評価について、標準化した方法が確立されておらず、このような段階では承認すべきではない。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響評価は、生物多様性影響評価実施要領等に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について科学的データに基づいた評価を行い、その評価結果を基に学識経験者の意見を聴取しつつ我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、判断する仕組みとなっています。</p> <p>今回の申請案件についても、こうした仕組みに沿って申請者から提出された生物多様性影響評価書を基に、その信頼性や評価方法の科学的な妥当性等も含めて学識経験者による検討がなされ「生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られたところです。</p>	1
4	〃	<p>パブリックコメントにおけるコメントが反映されたことがなく、パブリックコメントの取り方自体を改める必要がある。</p>	<p>第一種使用規程の承認に際してのパブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、科学的な妥当性等につき検討した上で、第一種使用規程の承認の可否を含めた生物多様性の確保のため必要な施策に適宜反映していくこととしています。また、パブリックコメントの募集に対し寄せられた御意見等については、毎回、回答を、農林水産省及び環境省のホームページにおいて公表しています。</p>	1
5	〃	<p>日本では、様々な地点で遺伝子組換えナタネの生育が確認されている。これにより、生態系に取り返しがつかない事態を引き起こす</p>	<p>当該組換えセイヨウナタネについては、こぼれ落ちて生育する可能性があることも含めて評価が行われています。こぼれ落ちて生育したとしても、自然条件下において競合における優位性が高まる可能性は極めて低いこと、有害物質の産生性について非組換えセイヨウナタネと差は認</p>	1

		ことが考えられる。	められていないこと、交雑性に起因して影響を受ける可能性のある野生動植物は特定されないこと、セイヨウナタネ以外のいわゆる在来種ナタネ、カラシナ等とは交雑したとしても種間雑種の花粉や種子の稔性は著しく低下すること、野外に生育しているセイヨウナタネと交雑したとしても、野外に生育しているセイヨウナタネ以上に競合において優位になり、他の野生動植物種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと考えられること等から、生物多様性に影響を生ずるおそれはないと判断しています。	
--	--	-----------	---	--